

# 山梨県公報

第三百九十五号

令和五年

七月二十日

木曜日

## 目次

○山梨県民保健医療意識調査の実施	四九七
○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置	四九七
○保安林の指定の予定	四九八
○道路の供用開始	四九八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	四九九
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除	五〇三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	五〇三
○建築基準法に基づく道路位置指定	五〇四
○一般競争入札について(五件)	五〇四
○土地改良区役員の退任及び就任	五一二
その他	五一三
○あつせん員候補者の告示	五一三

## 告示

### 山梨県告示第百八十六号

山梨県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により告示する。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査の名称 山梨県民保健医療意識調査

二 調査の目的 県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項

1 性別、年齢、健康保険の種類、同居家族及び居住市町村に関する事項

2 健康状態及び病気に対する意識に関する事項

3 健康診断の受診に関する事項

4 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項

5 通院に関する事項

6 「かかりつけ医」に関する事項

7 地域の医療提供体制に関する事項

8 医療機関を選ぶ方法に関する事項

9 在宅医療に関する事項

10 慢性疾患等の療養に関する事項

11 慢性腎臓病(CKD)に関する事項

12 救急医療に関する事項

13 医療相談に関する事項

14 歯科診療への要望に関する事項

15 医療機関についての情報に関する事項

16 臓器移植に対する意識に関する事項

17 医療施策全体への要望に関する事項

18 新型コロナウイルス感染症拡大時における医療機関への受診に関する事項

基準となる期日 令和五年七月一日を調査基準日とする。

四 報告を求める者

1 調査地域 山梨県全域

2 調査対象 県内市町村の住民基本台帳等から無作為に抽出した十八歳以上の者(四千五百人)

六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

七 報告を求める期間 令和五年八月七日から同月二十五日までを調査期間とする。

### 山梨県告示第百八十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
------	------	-------	-------	-------	-----

山梨県クリ ーニング師 試験委員会	一 試験方針の決 定 二 試験問題の作 成 三 合否の検討	十人以内	一 衛生法 規や公衆 衛生に関 する知識 を有する 県の職員 二 繊維や クリーニ ング技術 について 専門的な 知識を有 する県の 職員 三 繊維の 鑑別に関 する技能 を有する 県の職員 四 クリー ニング師 の免許を 受け、か つ、ワイ シャツの アイロン 仕上げに 関する技 能を有し ている者 で、山梨 県クリー ニング生	令和五年八 月十日から 令和六年三 月三十一日 まで	福祉保健 部衛生薬 務課
-------------------------	---	------	--	--	--------------------

**山梨県告示第百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一三九六七、一三九六九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字住ヶ尾一三九六七・一三九六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百八十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年八月十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

				活衛生同 業組合の 推薦する もの		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎南アル プス中央線	南アルプス市有野字古屋鋪一六 九四番一地从先から 南アルプス市飯野字三宮神一二 一七番一地从先まで	二四〇・〇	令和五年七 月二十日

**山梨県告示第百九十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
上野原市	小桐	急傾斜地の崩壊	次の図のとお り（図面 省略）	新規	
同	芦瀬	同	同	同	
同	沢渡の3	同	同	同	
同	沢渡の4	同	同	同	
同	沢渡の5	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
丸畑の2	丸畑の1	尾続の3	尾続の2	尾続の1	聖武連	新屋	今野の2	今野の1	墓村	用竹の2	用竹の1	桐坪	神戸	猪丸の4	日原の4	日原の3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
天神久保	瀬淵	大久保	上和見沢	丹野原	増原	市道	道上の2	道上の1	中和見	新町	羽佐間	奈須部の4	奈須部の3	先祖の2	先祖の1	八米
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
牧野の3	牧野の2	牧野の1	仲山	峯	鶴川の2	上野	山竹	大柵	井戸尻	陽光台の3	陽光台の2	陽光台の1	下原	中原	金子	梅窪
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
奥平道上沢	横吹沢	梅窪沢	上和見沢	大越路沢の7	新屋沢	聖武連沢	用竹沢の2	今野沢の2	下栃穴	上栃穴の2	上栃穴の1	上ヶ原	仲居下の2	横吹の2	横吹の1
同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上野原市	市町村名
今野の1	墓村	用竹の2	用竹の1	桐坪	神戸	猪丸の4	日原の4	日原の3	沢渡の5	沢渡の4	沢渡の3	芦瀬	小桐	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項
														指定告示

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
道上の2	道上の1	中和見	新町	羽佐間	奈須部の4	奈須部の3	先祖の2	八米	丸畑の2	丸畑の1	尾続の3	尾続の2	尾続の1	聖武連	新屋	今野の2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山竹	大柵	井戸尻	陽光台の3	陽光台の2	陽光台の1	下原	中原	金子	梅窪	天神久保	瀬淵	大久保	上和見沢	丹野原	増原	市道
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
聖武連沢	用竹沢の2	今野沢の2	下栃穴	上栃穴の2	上栃穴の1	上ヶ原	仲居下の2	横吹の2	横吹の1	牧野の3	牧野の2	牧野の1	仲山	峯	鶴川の2	上野	
同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同
奥平道上沢	横吹沢	梅窪沢	上和見沢	大越路沢の7	新屋沢
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

**山梨県告示第百九十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
上野原市	下川	土石流	次の図のとおり（図面省略）	全部	平成二十三年山梨県告示第三百七号

**山梨県告示第百九十二号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面

は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県北杜市須玉町江草字下中田の区域内の土地のうち、次の十三点から二十五点までを順次結んだ線及び十三点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域
上八巻	番号 座標
十三点	北緯三五度四九分四八秒三七七三 東経一三八度二八分一秒一六一三
十四点	北緯三五度四九分四八秒二〇三九 東経一三八度二八分〇九秒一八六二
十五点	北緯三五度四九分五〇秒一四二〇 東経一三八度二八分〇八秒六二七五
十六点	北緯三五度四九分五二秒八四九三 東経一三八度二八分一秒一三〇〇
十七点	北緯三五度四九分五〇秒五二七三 東経一三八度二八分一秒二二一四
十八点	北緯三五度四九分四九秒七二四一 東経一三八度二八分一秒六七三二
十九点	北緯三五度四九分四九秒四七三三 東経一三八度二八分一秒四五八九
二十点	北緯三五度四九分四九秒三一九三 東経一三八度二八分一秒四二六三
二十一点	北緯三五度四九分四九秒二六三九 東経一三八度二八分一秒二九二七
二十二点	北緯三五度四九分四九秒二五二九 東経一三八度二八分一秒〇二九八
二十三点	北緯三五度四九分四八秒五四六七 東経一三八度二八分一秒一三五八
二十四点	北緯三五度四九分四八秒五六九四 東経一三八度二八分一秒三〇三二

二十五点	北緯三五度四九分四八秒五五七一 東経一三八度二八分一秒三七九四
------	------------------------------------

山梨県告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年七月十一日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市西野字南原二千五百五十八番三、二千五百六十四番二及び道
- 三 指定道路の幅員 最大六・十一メートル 最小六・〇五メートル
- 四 指定道路の延長 五十八・八〇メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
令和五年七月二十日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 バクトルネットワークアナライザ
  - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 納入期限 令和六年三月二十二日
  - 4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所



二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月二十八日(金)まで(山梨県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理

課(電話〇五五―二二三―一三九五)

五 入札手続等

1 契約条件を示す場所等 この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一―一)

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年七月三十一日(月)午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月三十一日(木)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター

郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五に掲げる場所へ令和五年八月三十日(水)午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
  - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約締結日 入札の日から七日以内
  - 5 違約金の有無 有
  - 6 前払金の有無 無
  - 7 その他
    - (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
    - (二) 詳細は、入札説明書による。
    - (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Vector Network Analyzer 1 set
  - 2 Date and time for tender: 1:30PM August 31, 2023
  - 3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111
- 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
令和五年七月二十日

山梨県産業技術センター  
所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
    - (一) 名称 万能材料試験機
    - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 納入期限 令和六年三月二十二日
  - 4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
    - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
    - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
    - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
    - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
  - 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。
  - 4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月二十八日（金）まで（山梨県の休日

を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

#### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年八月二日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一）

#### 2 入札説明書の交付方法

- (一) この公告の日から令和五年八月二日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―1に掲げる場所において直接交付する。

- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年七月三十一日（月）午後五時までに五―1に掲げる場所に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和五年八月三十一日（木）午後二時

#### (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター

- 5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五―1に掲げる場所へ令和五年八月三十日（水）午後五時までに到着するように提出すること。

#### 6 入札の有効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語

- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 契約締結日 入札の日から七日以内

- 5 違約金の有無 有

- 6 前払金の有無 無

#### 7 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一）

#### ※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Universal Testing Machine 1 set

- 2 Date and time for tender: 2:00PM August 31, 2023

- 3 Bureau in charge: Yamanaishi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanaishi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

#### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する

日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものがある。

令和五年七月二十日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 IRイメージング分析装置

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和六年三月十五日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け

た者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。

4 その他他人札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月二十八日(金)まで(山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年七月三十一日(月)午後五時までに五―に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月三十一日(木)午後二時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター  
郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五―に掲げる場所へ令和五年八月三十日(水)午後五時までに到着するように提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。  
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）  
第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと  
き。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難  
いとき。

(五) 一から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件  
に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の  
範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納  
めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免  
除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納  
めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免  
除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく  
なった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを  
負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: FTIR (Fourier transform  
infrared spectroscopy) imaging system 1 set

2 Date and time for tender: 2:30PM August 31, 2023

3 Bureau in charge: Yamamashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu  
Yamamashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネー  
ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九  
四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する  
日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもの  
である。

令和五年七月二十日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 液体クロマトグラフ質量分析計

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和六年二月十六日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、  
この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指  
名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参  
加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号  
のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな  
いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない  
もの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）  
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつ  
てその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第  
三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな  
い者

- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
  - 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。
  - 4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。
  - 四 一般競争入札の参加資格の審査
  - 1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月二十八日(金)まで(山梨県の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
  - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。
- 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。  
郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)
  - 2 入札説明書の交付方法
- (一) この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。
- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年七月三十一日(月)午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 令和五年九月一日(金) 午後一時三十分

- (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター
- 5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五に掲げる場所へ令和五年八月三十一日(木) 午後五時までに到着するよう提出すること。
  - 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
  - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
  - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
  - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
  - 7 落札者の決定方法 規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約締結日 入札の日から七日以内
  - 5 違約金の有無 有
  - 6 前払金の有無 無
  - 7 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Liquid Chromatography-Mass Spectrometry (LC-MS) 1 set
- 2 Date and time for tender: 1:30PM September 1, 2023
- 3 Bureau in charge: Yamamashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamamashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年七月二十日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 レーザー干渉式平面度測定機

- (二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和六年三月二十二日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月二十八日(金)まで(山梨県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一一)

2 入札説明書の交付方法

- (一) この公告の日から令和五年八月二日(水)までの日(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。

- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年七月三十一日(月)午後五時までに五-1に掲げる場所に電話連絡すること。
  - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所
    - (一) 日時 令和五年九月一日(金)午後二時
    - (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番山梨県産業技術センター
  - 5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五-1に掲げる場所へ令和五年八月三十一日(木)午後五時までに到着するように提出すること。
  - 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
    - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
    - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
    - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
    - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
    - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
  - 7 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約締結日 入札の日から七日以内
  - 5 違約金の有無 有
  - 6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター(電話〇五五-二四三-六一一)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Laser interferometry flatness measuring instrument 1 set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM September 1, 2023
- 3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和五年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	川上 洋史	南アルプス市鏡中條千二百六十六番地三	令和五年六月二十四日
監事	保阪 昌春	韮崎市水神一丁目三番一号	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	小倉 千秋	韮崎市龍岡町下條東割八百九十四番地	令和五年六月二十五日



同	秋山 拓也	甲斐市竜王新町二千二百六十 八番地三	同
監事	谷 宗久	韮崎市水神一丁目三番一号	同

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和五年七月二十日

山梨県労働委員会  
会長 堀 内 寿 人

氏名	堀内寿人	経歴	弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理 第四十五期山梨県労働委員会会長	委嘱年月日	令和元年七月一日
	甲光俊一		弁護士 第四十五期山梨県労働委員会会長代理		令和五年七月六日
	赤池幸江		特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員		平成二十九年七月三日
	窪田哲也		公認会計士 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員		令和元年七月一日
	齋藤雅代		山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会		平成二十七年七月二日

窪田清	連合山梨会長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
大石正哉	NTT労働組合東京総支部山梨県区分会事務局長 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和五年七月六日
大森竜	連合山梨副事務局長 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和五年七月六日
杉原孝一	TDK労働組合甲府支部長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
宮下竜三	富士急行労働組合執行委員長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
早川幸夫	山梨県経営者協会事務局長 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
網倉義久	網倉義久司法書士事務所代表 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
浦田勉	浦田勉税理士事務所代表 第四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日

長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四・四十五 期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
砂田英司	山梨県労働委員会事務局長	令和五年四月十九日
丸山正雄	山梨県労働委員会事務局次長	令和四年四月二十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番